

人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱に基づき、人・農地プランを更新したので、下記の1～6までの事項を公表する。

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- (1) 浮羽地区
- (2) 吉井地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年3月14日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

(単位：経営体)

区域（地区名）	集落営農組織	法人	個人
(1) 浮羽地区	2	10	154
(2) 吉井地区	7	5	111

4. 3の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない（(1)、(2)の各地区共通）

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける（(1)、(2)の各地区共通）

6. 地域農業の将来のあり方

今後、地域の中心となる経営体が農業経営から離れていくことが考えられるため、優良農地を集落営農組織や認定農業者などの地域の中心となる経営体へ集積する必要がある。また、単一品目だけではなく、経営の複合化、加工といった6次産業化を行うことで、付加価値の高い農産物を生産し、農業経営のさらなる発展につなげたい。（(1)、(2)の各地区共通）